

平成30年第4回大山町教育委員会

招集年月日 平成30年3月29日(木) 午後1時30分

招集場所 名和公民館 第1会議室

出席委員

1番	伊澤百子	2番	林原浩子	3番	湊谷紀子
5番	金田吉人				

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言 (時 分)

2. 議事日程の報告

日程第 1 会議時間の決定

自 時 分 至 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 議案第1号 大山町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

日程第 4 議案第2号 学校関連補助金交付要綱の制定について

日程第 5 議案第3号 大山町公民館館長の選任について

日程第 6 議案第4号 大山町隣保館館長の選任について

日程第 7 議案第5号 大山町立学校医の委嘱について

日程第 8 議案第6号 指定校変更について

日程第 9 議案第7号 区域外就学の許可について

日程第10 議案第8号 鳥取県西部地区教科用図書採択協議会の設置について

日程第 1 1 議案第 9 号 平成 2 9 年度準要保護児童生徒の認定について

日程第 1 2 議案第 10 号 平成 3 0 年度要保護児童生徒の認定について

日程第 1 3 議案第 11 号 平成 3 0 年度準要保護児童生徒の認定について

3. その他

4. 次回の開催日程 平成 3 0 年 月 日

5. 閉会宣言 (時 分)

報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
2月22日	木	大山町要保護児童対策地域協議会
23日	金	第2回教職員人事に係る教育長ヒアリング(米子市役所第2庁舎)
26日	月	文化財保護審議会
3月2日	金	六長合同会議
3日	土	国立公園記念スキー大会開会式、大山公民館大山分館まつり(～4日)
4日	日	名和公民館まつり
6日	火	大山町議会3月定例会(報告、提案理由説明、補正予算質疑・討論・採決)、県立高校一般入試(～7日)
7日	水	大山消防署壁画完成セレモニー、ことぶき学級閉講式(保健福祉センターなわ)
8日	木	大山カレッジ卒業式(中山中)、教育長表彰(中山中、名和中、大山中)
9日	金	中学校卒業証書授与式、管理職会議(一般質問)
10日	土	教職員人事異動最終折衝、教育長内示(白兔会館:～11日)
12日	月	大山町議会3月定例会(議案の質疑)
14日	水	教育長表彰(大山西小)
15日	木	教育長表彰(大山小、名和小、中山小)
16日	金	臨時教育委員会(非公開)、平成29年度第2回社会教育委員、公民館運営審議会委員合同会議
17日	土	出張英語村in大山町(名和公)
20日	火	小学校卒業証書授与式
22日	木	一般質問(～23日)
23日	金	教職員離任式
26日	月	庄内保育所卒所式、子ども・子育て会議
27日	火	大山保育所卒所式、名和さくらの丘保育園卒園式、中山みどりの森保育園卒園式
28日	水	大山町議会3月定例会(閉会)
29日	木	大山きゃらぼく保育園卒園式、定例教育委員会

今 後 の 予 定

30日	金	町職員退任式
-----	---	--------

4月2日(月) 8:30～教育委員会辞令交付式

9:30～ 転入教職員辞令交付式、あいさつ式、宣誓式

議案第1号

大山町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

大山町教育委員会事務局組織規則の一部を次のように改正する。

平成30年3月29日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

大山町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

大山町教育委員会事務局組織規則(平成17年大山町教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合は、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合は、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合は、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
(職制及び職務) 第4条 略 2 必要に応じて事務局に次長を、課等に <u>参事、課長補佐、又は副園長</u> を置くことができる。 3 第1項及び第2項に掲げる職の職務は、次の表に掲げるとおりとする。		(職制及び職務) 第4条 略 2 必要に応じて事務局に次長を、課等に <u>課長補佐、副園長又は参事</u> を置くことができる。 3 第1項及び第2項に掲げる職の職務は、次の表に掲げるとおりとする。	
職名	職務	職名	職務
次長	教育長を補佐する。	次長	教育長を補佐する。
課長 園長	上司の命を受け、課等の事務を掌理し、その事務を処理するため所属職員を指揮監督する。	課長 園長	上司の命を受け、課等の事務を掌理し、その事務を処理するため所属職員を指揮監督する。
<u>参事</u>	<u>専門的な視野から所管業務の直接の遂行者として上司を補佐し、所管業務の円滑な執行に努め、当該業務に従事する職員を指揮監督する。</u>		
室長 所長	上司の命を受け、室又は保育所の事務を掌理し、その事務を処理するため所属職員を指揮監督する。	室長 所長	上司の命を受け、室又は保育所の事務を掌理し、その事務を処理するため所属職員を指揮監督する。
<u>課長補佐</u> <u>副園長</u>	課長又は園長を補佐し、課等内の総合調整及び課等の事務に従事する。課長又は園長に事故あるときはその職務を代行する。	<u>課長補佐</u> <u>副園長</u> <u>参事</u>	課長又は園長を補佐し、課等内の総合調整及び課等の事務に従事する。課長又は園長に事故あるときはその職務を代行する。
班長	上司の命を受け、班の事務を処理するため連絡調整及び指導、助言にあたる。	班長	上司の命を受け、班の事務を処理するため連絡調整及び指導、助言にあたる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

学校関連補助金交付要綱の制定について

下記学校関連補助金交付要綱について、別紙のとおり制定する

平成 30 年 3 月 29 日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

記

1. 大山町立学校支援補助金交付要綱
2. 大山町立中学校部活動全国大会派遣費等補助金交付要綱
3. 大山町学校給食会補助金交付要綱
4. アメリカテメキュラ市中学生交流団派遣事業補助金交付要綱

大山町立学校支援補助金交付要綱

平成30年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、大山町立学校支援補助金（以下「本補助金」という）の交付に関し、大山町補助金等交付規則（平成17年大山町規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、大山町立小中学校における次の事業について活動を支援することを目的として、各学校長に対し交付する。

- ・生徒活動
- ・学校教育活動
- ・特色ある学校づくり
- ・地区進出学習会
- ・教育振興会

(補助金の交付)

第3条 補助金の交付を受ける者は、大山町立小中学校長及び教育振興会会長とする。

2 町は、前条の目的の達成に資するため、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、次の表に掲げるものとする。

助成対象事業	補助対象経費	補助率
1 生徒活動費	中学校生徒会活動費、部活動等の輸送費など	10/10
2 教育活動費	教職員の修学旅行引率、校外勤務旅費（県費負担対象を除く）	
3 特色ある学校づくり費	各学校の特色を生かした学校づくりに係る経費	
4 地区進出学習会	地区進出学習会に係る経費	
5 教育振興会	教職員等の資質向上と小中学校児童・生徒の教育振興に係る経費	

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

大山町立中学校部活動全国大会派遣費等補助金交付要綱

平成30年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、大山町立中学校部活動全国大会派遣費等補助金（以下「本補助金」という）の交付に関し、大山町補助金等交付規則（平成17年大山町規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、中学生が部活動において上位大会（中国大会以上）に出場する際の派遣旅費等を支援することを目的とし各学校長に交付する。

(補助金の交付)

第3条 補助金の交付を受ける者は、各学校長とする。

2 町は、前条の目的の達成に資するため、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(補助金の対象)

第4条 補助金の対象者は、大会に参加する生徒（参加登録する者）及び引率教員とする。

2 補助金の対象大会は、運動部は中学校体育連盟主催の大会及び各日本競技連盟主催ジュニアオリンピックを対象とする。文化部は運動部に準じて対象大会を決定する。

3 その他、町長が必要と認める大会を対象とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、次に掲げるものとする。

(1) 交通費及び宿泊費。ただし、引率教員は、服務上出張扱いとならない大会についてののみ補助する。

①交通費 実費とする。

②宿泊費 実費とする。ただし、県内宿泊の場合1泊あたり9,800円を上限とする。県外宿泊の場合、1泊あたり10,900円を上限とする。
宿泊日数は、大会参加のため必要最低限の日数とする。

大会において指定のある場合は、この限りではない。

(2) 大会参加に必要な経費。ただし、弁当、記念写真代等、派遣旅費等と認められないものは対象外とする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

大山町学校給食会補助金交付要綱

平成30年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、大山町立学校給食会補助金（以下「本補助金」という）の交付に関し、大山町補助金等交付規則（平成17年大山町規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、中山小学校給食委員会、中山中学校給食委員会、大山町立学校給食センター（以下、大山町学校給食会）における給食費の保護者負担額の軽減を目的とし、必要な費用を大山町学校給食会に交付する。

(補助金の交付)

第3条 補助の対象となる者は、大山町学校給食会とする。

2 町は、前条の目的の達成に資するため、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、次の表に掲げるものとする。

- ・学校給食費徴収に係る経費
- ・学校給食検食保存食に係る経費
- ・給食委員会試食
- ・牛乳購入に係る経費の一定額
- ・保護者負担額の半額

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

アメリカテメキュラ市中学生交流団派遣事業補助金交付要綱

平成30年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、アメリカテメキュラ市中学生交流団派遣事業補助金（以下「本補助金」という）の交付に関し、大山町補助金等交付規則（平成17年大山町規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、アメリカテメキュラ市と大山町中学生の交流事業の実施を目的とし、必要な費用をアメリカテメキュラ市中学生交流団に交付する。

(補助金の交付)

第3条 補助金の交付を受ける者は、アメリカテメキュラ市中学生交流団とする。
2 町は、前条の目的の達成に資するため、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(補助金の対象)

第4条 補助金の対象者は、アメリカテメキュラ市中学生交流団に参加する町内中学生及び引率教職員とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、アメリカテメキュラ市中学生交流団派遣事業に係る経費のうち、参加者負担額を除く。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

議案第3号

大山町公民館館長の選任について

大山町公民館館長を次のとおり選任するものとする。

平成30年3月29日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

- 1 大山町公民館館長候補者
別紙のとおり
- 2 選任事由 現館長の退職による
- 3 選任年月日 平成30年4月1日

議案 第4号

大山町隣保館館長の選任について

大山町隣保館館長を次のとおり選任するものとする。

平成30年3月29日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

- 1 大山町隣保館館長候補者
別紙のとおり
- 2 選任事由 現館長の退職による
- 3 選任年月日 平成30年4月1日

議案第5号

大山町立学校の学校医の委嘱について

大山町立学校の学校医を次のとおり委嘱するものとする。

平成30年 3月29日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

記

委嘱職名	学校医
候補者氏名	山田まどか(名和診療所長)
委嘱学校名	名和小学校・名和中学校
発令年月日	平成30年4月1日

議案第6号

指定学校の変更について

下記のとおり指定学校変更の申立てがあり、学校教育法施行令第8条の規定により、指定学校を変更するものとする。

平成30年3月29日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

記

1. 指定学校変更の申立て 1件（詳細別紙） 認定件数 件

議案第7号

区域外就学の許可について

下記のとおり区域外就学の申立てがあり、学校教育法施行令第9条の規定により区域外就学を許可するものとする。

平成30年 3月29日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

記

1. 区域外就学の申立て 5件 (詳細別紙) 認定件数 件

議案第 8 号

鳥取県西部地区教科用図書採択協議会の設置について

平成 31 年度に使用する小学校教科用図書及び平成 31 年度から平成 32 年度まで使用する中学校特別の教科道徳の教科用図書の採択にあたり、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 13 条 4 項の規定により、米子市、境港市、南部町、大山町、伯耆町、日吉津村、日南町、日野町、江府町の各市町教育委員会及び米子市日吉津村中学校組合教育委員会は、鳥取県西部地区教科用図書採択協議会を次のとおり設置する。

平成 30 年 3 月 29 日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

記

- 1 鳥取県西部地区採択協議会会則 別紙のとおり
- 2 大山町教育委員会が選出する採択協議会委員

別紙

鳥取県西部地区教科用図書採択協議会会則

(目的及び設置)

第1条 鳥取県西部地区（米子市、境港市、西伯郡及び日野郡をいう。以下同じ。）の各市町村教育委員会及び米子市日吉津村中学校組合教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第4項の規定による教科用図書の採択に関する協議を行うため、鳥取県西部地区教科用図書採択協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、前項の各教育委員会（小学校の採択にあつては、西部地区各市町村教育委員会、中学校の採択にあつては、西部地区各市町教育委員会及び米子市日吉津村中学校組合教育委員会）から選出された各1人の委員及び鳥取県西部地区市町村教育委員会教育長会（以下「教育長会」という。）が委嘱した次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長 2人
- (2) 保護者代表 2人

(会長)

第3条 協議会に会長をおき、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議の議事は、全会一致で決定するよう努めなければならない。

(守秘義務)

第5条 協議会の委員は、協議会における協議により知り得た事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報告)

第6条 協議会は、第1条の各教育委員会に協議の結果を報告しなければならない。

- 2 第1条の各教育委員会は、前項の規定による報告を尊重しなければならない。

(調査部会)

第7条 協議会に、教科用図書に関する専門の事項を調査させるため、調査部会を置くことができる。

- 2 調査部会は、協議会に教科用図書に関する調査内容を報告しなければならない。
- 3 調査部会は、4人以内の調査員をもって組織する。
- 4 調査員は、鳥取県西部地区の教職員のうちから、会長が委嘱する。

(教科用図書の選定の方法)

第8条 教科用図書の選定は、第7条第2項の報告及び鳥取県教育委員会が作成した選定資料を参酌し、協議会の会議において協議し、委員全員一致によって決する。

- 2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。
- 3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。
- 4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

(経費)

第9条 協議会の経費は、第1条の各教育委員会の負担とする。

(期間)

第10条 協議会を置く期間は、採択する年の4月1日から8月31日までとする。

(期間外の協議)

第11条 前条に規定する期間外の協議会の会務に関する協議は、教育長会で行う。

(幹事)

第12条 協議会に幹事若干人を置き、第1条の各教育委員会の職員のうちから、会長が指名する。

- 2 幹事は、会長の命を受けて会務を処理する。
- 3 新たに幹事が指名されるまでの間は、前任の幹事が会務を処理する。

(委任)

第13条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成16年4月22日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 3 この規則は、平成17年4月28日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- 4 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 5 この規則は、平成22年4月22日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 6 この会則は、平成27年4月15日から施行し、同月1日から適用する。

議案第 9 号

平成 29 年度 準要保護児童生徒の認定について

平成 29 年度 準要保護児童生徒を次のとおり認定するものとする。

平成 30 年 3 月 29 日

大山町教育委員会教育長 鷺見寛幸

1. 平成 29 年度 準要保護児童生徒認定候補者

申請児童生徒数 1 人 (詳細別紙) 認定児童生徒数 人

議案第 10 号

平成 30 年度 要保護児童生徒の認定について

平成 30 年度 要保護児童生徒を次のとおり認定するものとする。

平成 30 年 3 月 29 日

大山町教育委員会教育長 鷺 見 寛 幸

1. 平成 30 年度 要保護児童生徒認定候補者

申請児童生徒数 2 人 (詳細別紙) 認定児童生徒数 人

議案第 11 号

平成 30 年度 準要保護児童生徒の認定について

平成 30 年度 準要保護児童生徒を次のとおり認定するものとする。

平成 30 年 3 月 29 日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

1. 平成 30 年度 準要保護児童生徒認定候補者

申請児童生徒数 93 人 (詳細別紙) 認定児童生徒数 人